	4　当該病棟に入院している児童福祉法第６条の２第３項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である患者又は同法第56条の６第２項に規定する障害児である患者について、当該病院の医師又は当該医師の指示に基づき薬剤師が、退院に際して当該患者又はその家族等に対して、退院後の薬剤の服用等に関する必要な指導を行った上で、保険薬局に対して、当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者に係る調剤に際して必要な情報等を文書により提供した場合は、退院時薬剤情報管理指導連携加算として、退院の日に１回に限り、150点を所定点数に加算する。 5　患者に対する支援体制につき基本診療料の施設基準等第九の九の⑽に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院の病棟に入院している患者について、養育支援体制加算として、入院初日に限り300点を所定点数に加算する。 6　当該病院が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、緊急に入院を必要とする小児患者を受け入れる体制の確保につき基本診療料の施設基準等第九の九の⑾に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院の病棟に入院している患者（小児入院医療管理料１又は小児入院医療管理料２を現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 イ　時間外受入体制強化加算１　300点 ロ　時間外受入体制強化加算２　180点 7　基本診療料の施設基準等第九の九の⑿に規定する基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（小児入院医療管理料１、小児入院医療管理料２又は小児入院医療管理料３を算定している患者に限る。）について、看護補助加算として、入院した日から起算して14日を限度として、151点を所定点数に加算する。この場合において、注８に掲げる看護補助体制充実加算は別に算定できない。 8　看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を図るための看護業務の補助の体制その他の事項につき基本診療料の施設基準等第九の九の⒀に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（小児入院医療管理料１、小児入院医療管理料２又は小児入院医療管理料３を算定している患者に限る。）について、看護補助体制充実加算として、入院した日から起算して14日を限度として、156点を所定点数に加算する。

7　１の規定にかかわらず、４に規定する病院であって、退院が特定の時間帯に集中しているものとして基本診療料の施設基準等第五の五の⑸に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の五の⑹に規定する患者に該当する者（４の表に掲げる点数を加算するものを除く。）の退院日の診断群分類区分の点数は、医科点数表第１章第２部第１節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

区分番号Ａ１０４に掲げる特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）	特定機能病院Ａ入院基本料	
	７対１入院基本料	172点
	10対１入院基本料	142点
	特定機能病院Ｂ入院基本料	
	７対１入院基本料	171点
	10対１入院基本料	141点
	特定機能病院Ｃ入院基本料	
	７対１入院基本料	161点
	10対１入院基本料	131点

8　１の規定にかかわらず、５に規定する病院であって、退院が特定の時間帯に集中しているものとして基本診療料の施設基準等第五の六の⑸に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の六の⑹に規定する患者に該当する者（５の表に掲げる点数を加算するものを除く。）の退院日の診断群分類区分の点数は、医科点数表第１章第２部第１節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

区分番号Ａ１０５に掲げる専門病院入院基本料	７対１入院基本料	152点
	10対１入院基本料	124点
	13対１入院基本料	104点

9　１の規定にかかわらず、６に規定する病院であって、退院が特定の時間帯に集中しているものとして基本診療料の施設基準等第五の二の⑹に規定する保険医療機関に該当するものにおいては、基本診療料の施設基準等第五の二の⑺に規定する患者に該当する者（６の表に掲げる点数を加算するものを除く。）の退院日の診断群分類区分の点数は、医科点数表第１章第２部第１節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

区分番号Ａ１００に掲げる一般病棟入院基本料	急性期病院Ａ一般入院料	154点
	急性期病院Ａ一般入院料（月平均夜勤時間超過減算）	131点
	急性期病院Ａ一般入院料（夜勤時間特別入院基本料）	108点
	急性期病院Ｂ一般入院料	131点
	急性期病院Ｂ一般入院料（月平均夜勤時間超過減算）	112点
	急性期病院Ｂ一般入院料（夜勤時間特別入院基本料）	92点
	急性期一般入院料１	150点
	急性期一般入院料１（月平均夜勤時間超過減算）	127点
	急性期一般入院料１（夜勤時間特別入院基本料）	105点
	急性期一般入院料２	142点
	急性期一般入院料２（月平均夜勤時間超過減算）	121点
	急性期一般入院料２（夜勤時間特別入院基本料）	100点
	急性期一般入院料３	136点
	急性期一般入院料３（月平均夜勤時間超過減算）	116点
	急性期一般入院料３（夜勤時間特別入院基本料）	95点
	急性期一般入院料４	128点
	急性期一般入院料４（月平均夜勤時間超過減算）	109点
	急性期一般入院料４（夜勤時間特別入院基本料）	89点